

2010 年 4 月 8 日

マネジメントシステム認証機関 各位

財団法人 日本適合性認定協会  
認定センター

JIS Q 9100、SJAC 9101、SJAC 9104-1 の制改定に関する移行について

JIS Q 9100 航空宇宙品質マネジメントシステム認定、認証制度に関して、現在、国際航空宇宙品質グループ (IAQG) 主導のもと、次の規格の開発が行われています。

[ 開発済みの規格 ]

- ・ IAQG 9100 「品質マネジメントシステム - 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項」(国内では JIS Q 9100:2009 として 2009 年 4 月 20 日に発行済み)
- ・ IAQG 9101 「品質マネジメントシステム 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する審査要求事項」(国内では SJAC 9101D として 2010 年 3 月 31 日に発行済み)

[ 開発中の規格 ]

- ・ IAQG 9104-1 「航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム認証プログラムに対する要求事項」(現在、IAQG 内で投票中。国内では、SJAC 規格として発行予定)

これらの規格への認定、認証の移行について、先般、IAQG から、当該移行に関する規定を記した「91XX:2009 移行に関する規定 (IAQG 補足規定 001)」が発行され、航空宇宙審査登録管理委員会 (JRMC) から同規定の翻訳版 (別添) が発行されました。

本協会は、この文書に基づき、下記のとおり、認定、認証の移行についてお知らせいたします。JIS Q 9100 認証活動を行う認証機関は、下記を踏まえ、認定、認証の移行のための準備をお願いいたします。

なお、上記の IAQG 規定は、現段階で計画されているものであり、未発行規格の開発状況等により、変更の可能性がある旨、予めご了承をお願いいたします。IAQG 規定の変更等に伴い、下記事項に見直しの必要が発生した場合には、その内容に応じ、別途、適切な時期に追加情報としてご案内いたします。

記

1. 関係文書

- a) 91XX:2009 移行に関する規定 (IAQG 補足規定 001、2010 年 1 月 11 日付)
- b) JAB MS101-2010 「マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準 - 航空宇宙品質マネジメントシステム - 」(2010 年 5 月 ~ 6 月発行予定)

- c) JAB MS200-2010 改 1 「マネジメントシステム認証機関の認定の手順」(2010 年 5 月～6 月発行予定)

## 2. 全般

### 2.1 移行に関する主な参考情報、要件

#### [ 関連規格、文書の発行時期 ]

- a) JIS Q 9100:2009 発行時期：2009 年 4 月 20 日  
b) SJAC 9101D 発行時期：2010 年 3 月 31 日  
c) JAB MS101-2010 ( 根拠規格：SJAC 9104-1 ) 発行時期：  
2010 年 5 月～6 月を予定 ( 根拠規格の発行時期による )

#### [ 認定の移行 ]

- a) JAB MS101-2007 に基づく認定を受けた認証機関が、JAB MS101-2010 に基づく認定に移行する期限は、2011 年 6 月 30 日。  
b) 上記期限までに認定の移行が完了しない場合、JAB MS101-2007 に基づく認定が取消しとなる。

#### [ 認証の移行 ]

- a) 認証機関は、本協会による JAB MS101-2010 認定の移行が承認された後に JIS Q 9100:2009 認証審査 ( 現地審査 ) を行うことが可能。  
b) 2011 年 7 月 1 日以降、全ての認証審査は、JIS Q 9100:2009 を適用することが必須。  
c) JIS Q 9100:2004 に基づく認証を受けた組織が、JIS Q 9100:2009 に基づく認証に移行する期限は、2012 年 6 月 30 日。この期限までに認証の移行が完了しない場合、JIS Q 9100:2004 に基づく認証が取消しとなる。

備考：JAB MS101-2010 の適用開始時期は、別途、概ね JAB MS101-2010 発行と同時期に案内する。

### 2.2 移行スケジュール

移行スケジュールの詳細 ( 含む、移行スケジュールの基本条件 ) は、IAQG 補足規定の別紙 A による。

## 3. 本協会による航空宇宙品質マネジメントシステム認証に関する認定の移行

本協会は、次に示す手続きにより、JAB MS101:2007 に基づく認定から JAB MS101:2010 に基づく認定への移行を行う。

### 3.1 認定の移行審査実施のための文書提出

認証機関は、認定の移行審査を受ける準備が整い次第、次の文書を提出するものとする。本協会は、これらの文書の提出をもって、認定の移行審査計画の実施に着手する。なお、文書提出期限日は、2011 年 1 月 1 日とし、この期限日までに、文書の提出がない場合には、航空宇宙品質マネジメントシステム認証に関する認定を一時停止する。

- ・ JIS Q 9100:2009 に基づく認証への移行計画、移行プロセス
- ・ JAB MS101-2010 及び JAB MS200-2010 改 1 に対応した品質システム文書の一式（含む、品質システム文書の開発状況及び計画を記した文書）
- ・ 要員に対する、移行に係る教育・研修の記録及び / 又は計画
- ・ JAB MS101-2010 に対応した組織との取決め（取決め事項、方法がわかるもの）

### 3.2 移行審査の実施要領

#### a) 審査の種類

移行審査は、臨時審査として実施する。なお、認証機関との調整により、可能な場合には、サーベイランス及び更新審査と同時期に実施することができる。

#### b) 審査の焦点

審査の焦点は、JIS Q 9100:2009、SJAC 9101D、JAB MS101-2010、及び JAB MS200-2010 改 1 への移行計画、実施状況（含む、関係する要員の教育・訓練）とする。なお、移行審査の実施時点で実施されていない事項に係る実施状況の確認は、IAQG 補足規定に則り、認定の移行承認から 18 か月を超えない、認定の移行承認後に計画されたサーベイランス及び更新審査において行う。

#### c) 審査プロセス

審査は、事前に提出された文書に対する書類審査及び事務所審査により行う。なお、JIS Q 9100:2009 を適用した組織審査への立会いは、認定の移行承認後に計画されたサーベイランス及び更新審査において行う。

#### d) 審査工数

移行審査に費やす工数は、標準的には、以下とする。なお、認証機関の実施するマネジメントシステムへの変更の度合い、書類審査の結果によっては、工数を増加させることもある。

移行審査の時期	書類審査	事務所審査
サーベイランス及び更新審査と同時期	通常の審査工数に 1 人日を追加	通常の審査工数に 1.5 人日を追加
臨時審査単独	1 人日	1.5 人日

#### e) 不適合の扱い

JAB MS101-2010 に基づく認定の授与に先立ち、すべての不適合（備考参照）は解決されていなければならない。ただし、認証機関が移行計画の中で予め特定し、完了時期が 2011 年 7 月 1 日（認証審査での JIS Q 9100:2009 適用必須期日）を越えることを本協会が合意した事項に関しては、不適合として取り扱わず、懸案事項として認定審査報告書中に記述し、この事項が完了するまで、原則としてサーベイランス及び更新審査で実施状況の確認を行う。

事務所審査において、JAB MS101 に対する不適合が特定された場合、JAB MS200

に定める手順に準じて取り扱う。ただし、不適合の内容や状況に応じて審査チームが合意する場合、JAB MS200 の 8.4 b) は適用しないこともある。その場合、追跡調査の回数を 3 回に限定して審査を打ち切ることはせず、2011 年 6 月 30 日以前の適切な時期までの解決を条件に追跡調査を継続する。

備考：移行審査及びサーベイランス又は更新審査を同時期に行った場合、認定審査チームが「移行」と識別した不適合のすべて

### 3.3 移行の承認及び認定証の改定

認定の移行の可否に関する決定は、認定委員会が移行審査の結果に基づいて行う。本協会は、認定委員会の決定を認証機関に通知する。また、その決定に応じて必要の場合 JRMC に通知するとともに、認定証の改定を行う。なお、改定された認定証には、適用基準として JAB MS101-2010 のみを記すが、移行審査と同時期又はそれ以前に行われたサーベイランス・更新審査の結果、認定の維持が認められている場合、現行の JAB MS101-2007 に基づく認定は、上記移行期限まで有効なものとして扱う。

### 3.4 先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) の適用

JAB MS101-2010 に定める先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) の利用を希望する認証機関は、ASRP の利用に先立ち、JAB MS101 の関連する要求事項に適合するとともに、JAB MS200-2010 改 1 附属書 B に基づき、本協会の審査及び認定を受けなければならない。

## 4. 航空宇宙品質マネジメントシステム認証に関する新規の認定申請

本協会より、JIS Q 9001 品質マネジメントシステムに関する認定を受け、少なくとも 1 年以上の認証の実績がある認証機関は、別途案内する JAB MS101-2010 の適用開始時期以降、JAB MS101-2010 に基づく認定を申請することができる。この場合の審査及び認定の手順は、JAB MS200-2010 改 1 に基づくものとする。

## 5. 認証機関による認証の移行

認証機関は、IAQG 補足規定 001 の 7 項に則り、JIS Q 9100:2009 に基づく認証への移行を計画し、認証の移行を行うものとする。

添付資料：91XX:2009 移行に関する規定 (IAQG 補足規定 001、2010 年 1 月 11 日付)  
(JRMC 発行の翻訳版)

以上